

朝日村国土強靱化計画



令和 7 年 3 月

朝日村

目次

はじめに	1
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
第2章 目標	3
1. 基本目標	3
第3章 起きてはならない最悪の事態	4
1. 想定する災害	4
2. 施策分野の設定	4
3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	4
第4章 脆弱性の評価と対応方策	7
1. 脆弱性の評価と対応方策の検討フロー	7
2. 重点方策	8
3. 7つ目標と起きてはならない最悪の事態と対応方策	9
 目標1：人命の保護が最大限図られること	 9
起きてはならない最悪の事態 1-1：住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生 ...	9
起きてはならない最悪の事態 1-2：多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	10
起きてはならない最悪の事態 1-3：豪雨による河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水	11
起きてはならない最悪の事態 1-4：土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	12
起きてはならない最悪の事態 1-5：避難情報発令の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	14
 目標2：負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	 17
起きてはならない最悪の事態 2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	17
起きてはならない最悪の事態 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	19
起きてはならない最悪の事態 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	21
起きてはならない最悪の事態 2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	21
起きてはならない最悪の事態 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	22

目標 3 : 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	23
起きてはならない最悪の事態 3-1 信号機の停止等による交通事故の多発	23
起きてはならない最悪の事態 3-2 役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	23
起きてはならない最悪の事態 3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	25
目標 4 : 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	26
起きてはならない最悪の事態 4-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	26
起きてはならない最悪の事態 4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	27
起きてはならない最悪の事態 4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	27
起きてはならない最悪の事態 4-4 地域交通ネットワークが分断する事態	28
目標 5 : 流通・経済活動を停滞させないこと	29
起きてはならない最悪の事態 5-1 食料・飲料水等の安定供給の停滞	29
目標 6 : 二次的な被害を発生させないこと	30
起きてはならない最悪の事態 6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	30
起きてはならない最悪の事態 6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	31
起きてはならない最悪の事態 6-3 有害物質の大規模拡散・流出	32
起きてはならない最悪の事態 6-4 農地・森林等の荒廃	33
起きてはならない最悪の事態 6-5 観光や地域農産物に対する風評被害	34
起きてはならない最悪の事態 6-6 避難所等における環境の悪化	34
目標 7 : 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	36
起きてはならない最悪の事態 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	36
起きてはならない最悪の事態 7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	36
起きてはならない最悪の事態 7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	37
起きてはならない最悪の事態 7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	38
第 5 章 進捗管理	39
（１）進捗状況の把握	39
（２）本計画の見直し	39

はじめに

1. 背景と目的

近年、気候変動に伴い、集中豪雨や大型台風など、大規模自然災害の発生が頻発しています。県内においても、令和元(2019)年に発生した東日本台風(台風 19号)によって、千曲川流域の住民が大きな被害を受けました。

一方、国は、平成 25(2013)年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を公布、平成 26(2014)年 6 月に同法に基づく「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。また、平成 30(2018)年 6 月に「国土強靱化アクションプラン 2018」や令和元(2019)年6月には「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が見直されました。これらの法や計画では、市町村は国土強靱化を推進する責務を有しており、その責務を達成するための計画として、「国土強靱化地域計画」を策定することが求められています。

長野県においても、平成 30(2018)年 3 月に「長野県強靱化計画」(以下「県計画」という。)が策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

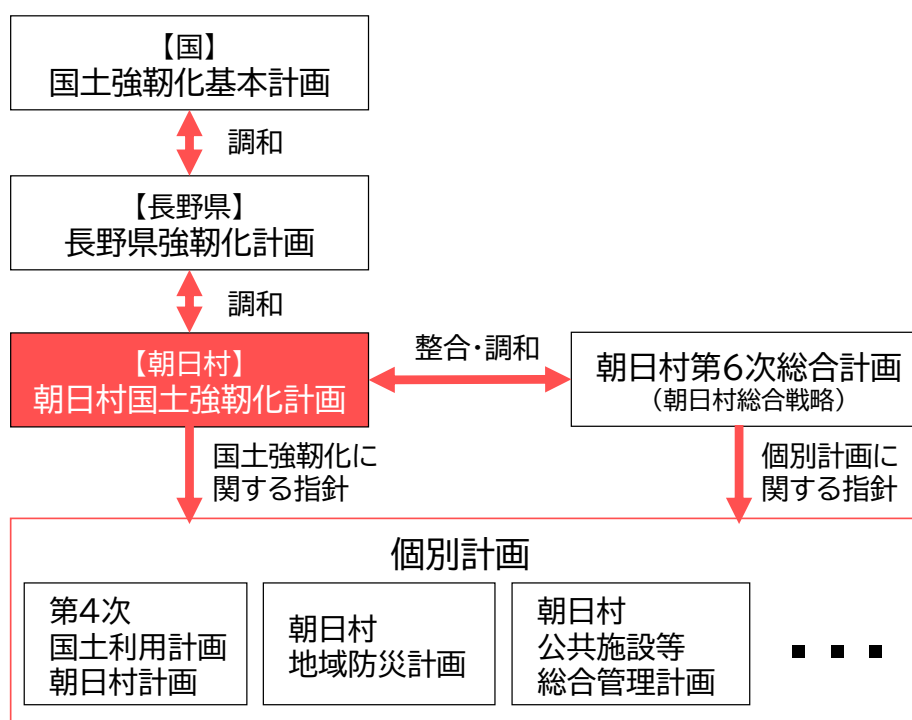
これらの状況を踏まえ、朝日村においても、災害発生時の人命保護や被害の最小化を図るため、本村の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策の総合的な指針となる「朝日村国土強靱化計画(以下、「本計画」という。)」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

このため、本村の最上位計画である「朝日村第6次総合計画」との調和を図るとともに、「第4次国土利用計画朝日村計画」「朝日村地域防災計画」や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の各個別計画の国土強靱化に関連する事項と連携しながら策定します。

図表 Ⅰ 本計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画の計画期間は「朝日村第6次総合計画」との整合を図るため、令和7(2025)年度から令和11(2030)年度とします。

なお、計画期間にあっても、国の動向や社会情勢の変化等を勘案し、適宜見直すものとします。

第2章 目標

国の4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標、県計画の総合目標『多くの災害から学び、いのちを守る県づくり』、村内の被害想定及び今後危惧される局地的豪雨などを想定したハザードマップを踏まえ、本村の強靱化を推進するために7つの『基本目標』を設定します。

1. 基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
4. 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
5. 流通・経済活動を停滞させないこと
6. 二次的な被害を発生させないこと
7. 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることにすること

第3章 起きてはならない最悪の事態

本計画で検討する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を整理します。

1. 想定する災害

本計画では、第3次長野県地震被害想定調査報告書による地震の被害と今後危惧される局地的豪雨や台風を要因とする鎖川の氾濫、低地浸水や土砂災害警戒区域の土砂災害及び雪害による災害を想定します。

2. 施策分野の設定

脆弱性評価は、国土強靱化基本法において国土強靱化に関する施策分野ごとに行うこととされています。そこで、令和5（2023）年7月に見直された、国の国土強靱化基本計画を参考に、本計画における施策分野を下表のように設定しました。

図表 2 施策分野

個別施策分野（10）	横断的分野（4）
① 行政機能/消防/防災教育等	⑪ リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	⑫ 人材育成
③ 保健医療・福祉	⑬ 官民連携
④ エネルギー	⑭ 老朽化対策・長寿命化対策
⑤ 情報通信	⑮ デジタル活用
⑥ 産業構造	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 地域保全	
⑩ 環境	

3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、国土強靱化基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。本計画においては、国土強靱化基本計画の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を参考にしつつ、本村の地域特性、7つの「基本目標」に対して、28の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を次の通り設定しました。また、各リスクシナリオに対して設定した施策分野（①～⑮）を併記しました。

基本目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野 (上段:個別施策分野 下段:横断的分野)
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	①②③⑦ ⑪⑫⑭
		1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	①②③ ⑪⑫⑭
		1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	①⑨ ⑪⑭
		1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	①⑦⑨ ⑪⑭
		1-5	避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	① ⑪⑮
2	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	①②④⑦ ⑪⑬⑭
		2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	①⑨ ⑪⑫⑭⑮
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①③④⑦ ⑪⑬⑭
		2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	①③④⑦ ⑪⑬⑭
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①②③⑨ ⑪⑭
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発	⑤ ⑪⑬
		3-2	役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	①④⑨ ⑪⑫⑭⑮
		3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	④⑤ ⑪⑬⑮
4	必要最低限のライフラインを確保し、早期	4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	④ ⑬
		4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	② ⑭

	復旧がで きるこ と	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	②⑧⑩ ⑪⑭
		4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	⑦ ⑪⑫
5	流通・経 済活動 を停 滞さ せな いこ と	5-1	食料・飲料水等の安定供給の停滞	⑧ ⑪⑫⑭
6	二次的な 被害を 発生 させ ない こ と	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	①② ⑪
		6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	⑨⑩ ⑪⑭
		6-3	有害物質の大規模拡散・流出	⑥⑧⑩ ⑪
		6-4	農地・森林等の荒廃	⑧ ⑪⑫⑭
		6-5	観光や地域農産物に対する風評被害	⑥ ⑪⑬
		6-6	避難所等における環境の悪化	⑩ ⑬
7	被災した 方々の 日常の 生活が 迅速に 戻るこ と	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	⑩ ⑬⑭
		7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	②⑨ ⑪⑭
		7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	② ⑬
		7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	⑨ ⑪

第4章 脆弱性の評価と対応方策

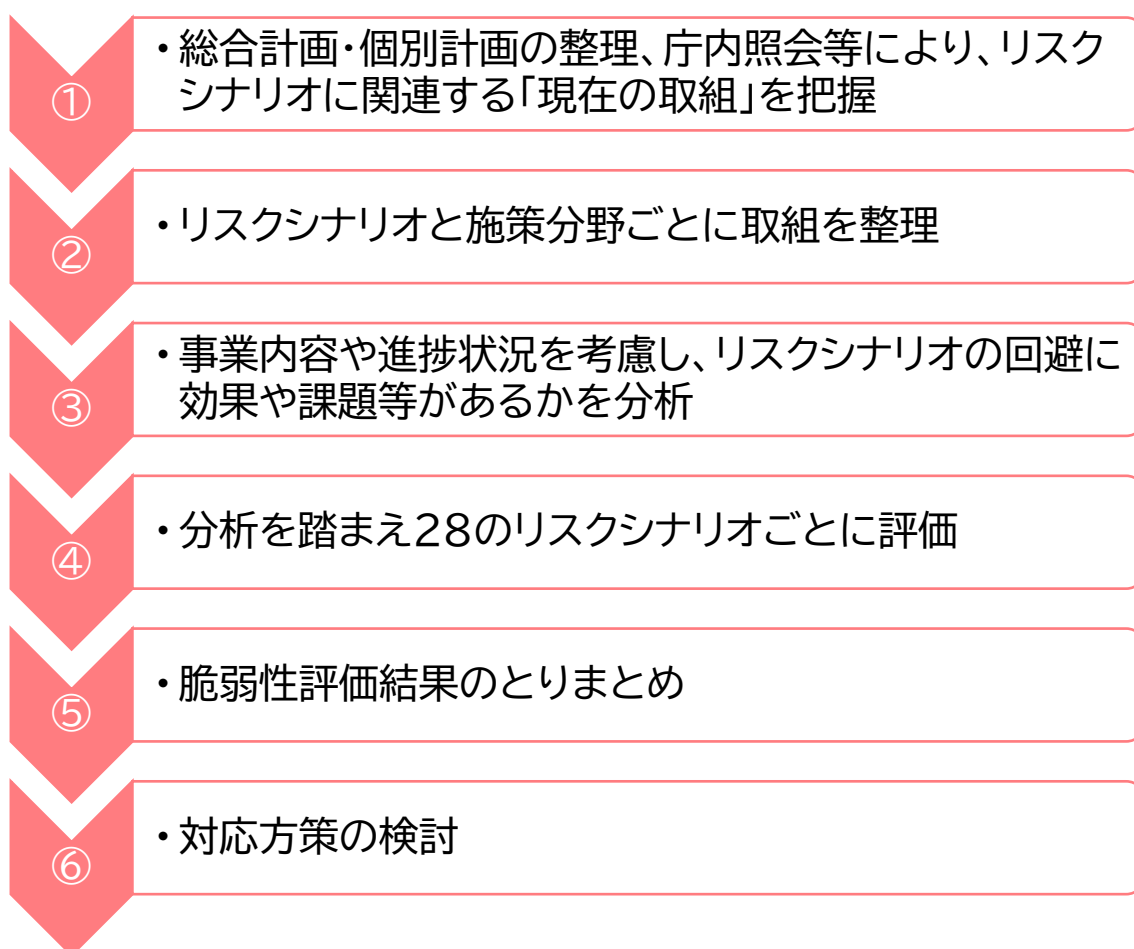
第4章は、第3章で設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「現状認識・問題点の整理（脆弱性評価）」、最悪の事態を回避するための「リスクへの対応方針」、「数値目標」を示します。

1. 脆弱性の評価と対応方策の検討フロー

リスクシナリオを回避するための施策及び個別施策ごとの課題や進捗状況を総合計画や個別計画の整理、庁内照会等により把握し整理しました。

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果は、対応方策と合わせて示しました。

図表 3 脆弱性の評価と対応策の検討フロー



2. 重点方策

本村において大規模な被害が発生する自然災害は、台風等による水害や土砂災害があげられ、建物倒壊を起因とする人的被害が多くなることが予測されます。

土砂災害が発生した際に、人命を守ること、地域・産業・行政機能等を維持することができます。

そこで、以下のリスクシナリオに該当する方策は重点化すべき方策として位置付けます。

図表 4 重点化すべき方策が該当するリスクシナリオ

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

3. 7 つ目標と起きてはならない最悪の事態と対応方策

目標 1：人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態 1-1：住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 住宅の耐震化等 相続人不存在、居住者の高齢化等の理由から、対策が実施されず、耐震性が低い住宅があります。朝日村には「住宅等の耐震関係補助金制度」があり、耐震診断は年数件程度活用されていますが、耐震補強の活用はありません。 ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下物等による被害を防止していく必要があります。朝日村ブロック塀等撤去事業補助金制度を設けていますが、年1件程度の活用にとどまっています。	社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金における地域住宅計画に基づく事業、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、住宅施策を推進します。 一般住宅は耐震化を進めます。公営住宅は村営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に更新します。既存住宅等の耐震関係補助制度の広報による活用促進をします。建築物防災週間等を通じて、通学路等を中心にブロック塀の点検を行い、危険個所の是正指導を進めます。また、ブロック塀等撤去事業補助金制度の広報による活用促進をします。	建設環境課
(2) 住宅密集地での火災 地震による大規模な火災が発生する可能性があります。電柱や街路灯等の道路付属物や街路樹等によって道路が閉塞し、地区外への避難経路確保が難しくなる可能性があります。	幹線道路、橋梁、歩道、地区内の生活道路の整備を促進します。関係機関との事前協議やレッカー車、クレーン車、チェーンソー等を操作できる専門的技術者を確保する等応急体制を整えます。	建設環境課
(3) 空き家対策の推進 災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災が発生する可能性があります。	空き家等の実態調査や、利活用、適正管理の推進を図ります。また、危険性のある空き家に対して除却費用の支援を行います。	建設環境課

指標	現状	目標	担当課
住宅の耐震化率	60% (令和6年度)	70% (令和11年度)	建設環境課

起きてはならない最悪の事態 1-2：多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 公共施設の耐震化 地震による公共施設の倒壊などが発生した場合には、利用者の生命に重大な危険が生じます。 災害時に指定避難所としての役割を持つ公共施設は、安全性の確保が必要です。非構造部材を含む耐震化、老朽化した施設の整備を進める必要があります。	建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮します。 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めます。	総務課
(2) 公共施設の老朽化対策 公共施設（小学校、保育園、子育て支援センター、中央公民館、農業者トレーニングセンター、マルチメディアセンター、保健センター、美術館、歴史民俗資料館、ゲートボール場）には多くの利用者があり、また災害時には避難所として使用されるものもあるため、施設の老朽化等に対し、安全確保等、緊急性に配慮しながら施設整備を進める必要があります。	朝日村公共施設等総合管理計画、公共施設個別施設計画により老朽化した公共施設の計画的な整備を進めます。 特に、朝日小学校においては、令和3年度に策定した「朝日小学校長寿命化事業実施計画」に基づき、令和8年度まで大規模改修を進めます。 また、中央公民館周辺施設の更新について検討を進めます。	総務課 住民福祉課 教育委員会

指標	目標	担当課
公共施設の更新工事の実施	老朽化が進む下記施設の更新工事の実施 ・朝日小学校 ・トレーニングセンター	教育委員会

起きてはならない最悪の事態 1-3：豪雨による河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 治水対策 近年、集中豪雨の発生頻度が増加しており、今まで以上に対策が必要となっています。大規模水害を未然に防ぐためには、河川水路網や排水施設、河川内の整備を進める必要があります。 村には、急峻な地形や脆弱な地質といった自然条件があります。	県管理河川の改修等の要望、村管理の河川の改修・浚渫、また道路側溝等の施設改修や排水対策等、総合的な治水対策を計画的に進めます。 河川管理施設について、定期的に点検を実施するとともに、施設の計画的な修繕及び河道浚渫を実施します。 浸水区域内の公共施設（ピュアラインあさひ等）に被害が及ばないように対策を検討します。	建設 環境課
(2) 水防災意識社会の再構築 社会の意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと転換し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築する必要があります。	河川改修や調節池の築造、排水機場の設置等のハード対策を進める必要があります。 ハザードマップの周知等のソフト対策により水害リスク情報を村全体で共有し、河川が氾濫する前に円滑かつ迅速に避難するため、村、河川管理者、住民等が連携・協力し、減災対策を推進します。	建設 環境課 総務課

指標	現状	目標	担当課
想定最大規模降雨での浸水想定区域図の周知	ハザードマップの周知 (令和 6 年度)	ハザードマップの周知 (令和 11 年度)	総務課

起きてはならない最悪の事態 1-4：土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 土砂災害対策 対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要があります。 人家、公共施設、農地・農業用施設等に被害が及ぶ土砂災害を未然に防止する必要があります。 急傾斜地等の崩壊により、土砂災害特別警戒区域内の住宅が被災し、生命身体等に危害が生ずる恐れがあります。	土砂災害に対する砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等によりハード対策として施設整備を推進します。 土砂災害の発生が危惧される危険箇所を把握し、早期整備を県に要望します。 住民の生命の安全を確保するため、長野県と連携し、移転等の支援策を検討します。 ハザードマップの作成・周知など警戒避難体制整備に資するソフト対策を併せて実施します。	建設環境課 総務課
(2) 森林の荒廃 朝日村の森林は、河川水系の上流ほど急峻な地形をしており、台風・大雨等により土砂災害、水害に遭うため、河川上流は保安林制度に基づく治山事業、河川下流は砂防指定地等により、水系全体をとらえた治山砂防施設の整備を行ってきました。昨今の集中豪雨による土砂災害の対策として、施設の有効性を考慮した森林の整備等を検討する必要があります。	森林整備を進めるうえで、森林の公益的機能を考慮した事業推進をします。また、治山、砂防施設、林道施設の維持管理等を通じて、砂防、治山の機能維持を図ります。	産業振興課
(3) 通学路 通学路における交通や大雨時の危険箇所を把握し、安全確保対策が必要です。	毎年実施している通学路点検において危険箇所の状況を確認し、関係機関が連携して危険箇所の整備を行います。	教育委員会

指標	現状	目標	担当課
通学路の要対策箇所に対する対策率	70% (令和 6 年度)	90% (令和 11 年度)	教育委員会

起きてはならない最悪の事態 1-5：避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う
避難の遅れによる死傷者の発生

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 避難指示等 被災を避けるためには、各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動を起こすことが重要です。 避難指示等の発令の遅れや、発令情報の不達は避難行動の遅れにつながります。適切に避難指示等を発令し、迅速な避難行動ができるようにするため、これまでの災害の教訓を踏まえた「避難情報等に関するガイドライン」（R3年5月 内閣府）の改定に対応したマニュアル作成・見直し、それに伴う訓練をする必要があります。 今後国から示される最新の避難指示等に関するガイドラインに基づき、避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルを見直す必要があります。 災害発生時に住民自らが状況を判断し、自主的に的確な避難行動がとれる必要があります。 (2) 防災教育 災害発生時に児童等が自ら危険を回避する力を育成するため、学校等で行う安全教育を様々な方法で実践的に取り組むなど、引き続き、防災教育の充実を図る必要があります。	災害時に適切に避難指示等を発令できる体制を構築します。 災害時に住民が適時的確な判断をし、迅速に避難行動をとることができるよう、一人ひとりの居住地等にどのような災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図ります。 また、平時から気象台や防災アドバイザーとの密接な連携・協力体制の構築を図ります。 観光施設に起こりうる災害を想定し、観光客等の滞在者を考慮し、事前の判断基準の明確化、連絡体制の周知徹底を図ります。 また、災害時に備え、宿泊施設等の避難訓練を実施します。 必要に応じて、避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルを見直します。 自主防災組織と連携し、防災訓練や防災講習会等を実施します。 児童生徒に身近な視点からの防災意識の啓発を行い、災害発生時に児童等が自ら危険を回避する力の育成を図ります。	総務課 産業振興課 総務課 教育委員会

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(3) 避難行動要支援者 災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、市町村は避難行動要支援者名簿の作成に合わせて地域の要配慮者、支援者、社会資源等を把握し、個別計画の策定を推進する必要があります。	災害時住民支え合いマップ（要配慮者がどこに住んでいて、誰が支援者となり、どこに避難させるか等の情報を表記した地図）の作成支援や活用促進を図ることで、住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進します。	住民福祉課
(4) 要配慮者利用施設 社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、令和元年台風19号の際にみられるように災害時には要配慮者が迅速な災害対応が困難であることを前提に、地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、管理者を含めた職員が村から発令される避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移ることができるような取組を行う必要があります。	要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画の策定を促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動をとることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた指導・助言を行います。	住民福祉課
(5) 聴覚障がい者の避難・情報伝達 聴覚障がい者は音声情報による伝達が困難であり、配慮が必要です。災害時に聴覚障がい者の安全を確保するために、手話で避難誘導のできる住民を増やす必要があります。 音声情報のみならず、視覚への情報提供ツールの活用を推進するとともに、要配慮者の特性に配慮した通信手段を普及する必要があります。	手話で避難誘導のできる住民を育てるため、手話教室を開催し人材育成に繋げ地域の防災力を高めます。 情報伝達をより効果的に行えるように、防災行政無線、メール配信システム、ホームページや LINE 等を活用した運用体制を整備します。また、要配慮者の特性に配慮した通信手段の普及にも取り組んでいきます。	住民福祉課 総務課

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(6) 公共施設の避難誘導訓練 利用者を安全に避難させる必要があるため施設管理者の迅速な避難誘導指示が必要である。	災害時に利用者を安全に避難させるための迅速な誘導ができるように訓練を行う。	総務課

指標	現状	目標	担当課
避難行動要支援者の台帳登録率	79% (令和 6 年度)	90% (令和 11 年度)	住民福祉課
小学校、保育園における防災訓練実施数	年 2 回 (令和 6 年度)	年 2 回 (令和 11 年度)	教育委員会
公民館、子育て支援センター、図書館、美術館における施設管理者の避難誘導訓練実施数	年 2 回 (令和 6 年度)	年 2 回 (令和 11 年度)	教育委員会
宿泊施設等の避難訓練実施数	年 2 回 (令和 6 年度)	年 2 回 (令和 11 年度)	産業振興課

目標 2：負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

起きてはならない最悪の事態 2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 道路の危険箇所 台風や大雨、地震等により落石や法面崩落、倒木等が発生すると、通行車両等が被災したり、孤立が生じたりする恐れがあります。危険性が高い道路施設について把握し、特に対策が必要な箇所は防災対策を講じ、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。	道路パトロールや点検により道路の危険箇所を把握します。点検結果に基づき、特に対策が必要な箇所について、災害時の道路寸断による孤立集落発生や人身事故の防止等、道路利用者の安心・安全を確保するため、順次、防災対策を実施します。	建設 環境課
(2) 緊急輸送路 地震により橋梁等が損壊すると、避難や救急・消火活動、緊急物資の輸送に支障が生じる恐れがあります。このため、緊急輸送路における狭隘箇所等の整備、要対策橋梁や沿道建築物等の耐震補強を進める必要があります。 災害に伴う国及び県からの応援を迅速かつ円滑に被災地に受け入れるため、災害に際し地域における幹線道路ネットワークが十分に確保されている必要があります。	災害時における緊急輸送路の機能確保や落橋による二次的災害を防止するため、道路の維持管理と建設の両面から緊急輸送路整備を県に要望します。また、緊急輸送道路に接続する主要幹線道路等の整備を進めます。 特に、道路舗装については、舗装個別施設計画を策定し、計画の結果に基づく修繕を継続して進めます。橋梁については、5年に1度の法定点検及び橋梁個別施設計画を策定し、計画の結果に基づく修繕を進めます。	建設 環境課
(3) 大雪による孤立 大雪による長時間に及ぶ通行止めは、村民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。大雪に伴う集落の孤立等を防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進する必要があります。	国、県、警察及びその他関係機関と情報共有及び連携を図りながら、大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめとして冬期交通の確保対策を推進します。	建設 環境課

起きてはならない最悪の事態 2-2 警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 自主防災組織 災害による被害を最小限に抑えるには、自ら身を守る「自助」、行政機関等の災害支援である「公助」のほか、地域の人の助け合いである「共助」があります。その「共助」の中心的な役割を果たすのが、自主防災組織の活動です。自主防災組織の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。	地域の実情や課題に応じて柔軟な形による対応が可能な防災に向けた取り組みを進めています。地域づくりや地域の活性化と並列・相乗する形で、自主防災組織の充実や強化を図っていきます。 また、自主防災組織が地域住民の安否確認を行うために活用する「お助け台帳」の整備を促進します。	総務課
(2) 消防団 消防団は、消防本部や消防署と地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。 しかし、人口減少により消防団員数は減少傾向にあります。団員確保キャンペーン等のPR活動では十分な効果が得られず、より効果的な団員確保に取り組む必要があります。	村全体の人口減少に伴い、消防団員も減少傾向ではありますが、地域における消防防災リーダーの育成のためにも、女性や若年層をはじめとする加入促進を継続的に行い、また機能別団員の拡充により、消防団の組織運営の活性化を図ります。 消防団員の育成は消防署の協力を受けながら行います。 デジタル技術の活用により、消防団活動の効率化を図ります。 また、社会の変化に柔軟に対応していくために、消防団ビジョンに基づく活動を推進します。	総務課
(3) 警察、消防、自衛隊 大規模災害時には多数の救急・救助事案が発生すると想定されます。 救急・救助をよりの確・迅速に実施するために、関係機関からの協力や支援を受ける体制を強化することが必要です。	災害時に円滑な派遣が行われるよう、防災訓練等を通じ、管轄警察署、消防署や自衛隊との連携の強化に努めます。	総務課

(4) 防災士 自助・共助による地域防災の推進のため、防災士を活用した地域防災リーダーの確保育成が必要です。	地域における防災リーダー育成のために、防災士の資格取得や活動を支援します。	総務課
--	---------------------------------------	-----

指標	現状	目標	担当課
自主防災組織加入率	85% (令和 6 年度)	95% (令和 11 年度)	総務課
地震総合防災訓練参加率	19% (令和 5 年度)	23% (令和 11 年度)	総務課
消防団における活動訓練実施回数	団訓練 年 2 回 分団訓練 年 2 回以上 (令和 6 年度)	団訓練 年 2 回 分団訓練 年 2 回以上 (令和 11 年度)	総務課
消防団定員充足率 (条例定数 170 人)	79% (令和 6 年度)	90% (令和 11 年度)	総務課

起きてはならない最悪の事態 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 石油エネルギーの確保 村内には石油製品を取り扱う事業者は 1 件のみです。災害により、村外からの供給が途絶えた場合、供給できなくなることが見込まれます。 災害時の石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化を図ることが重要です。	石油製品を取り扱う村外事業所と、災害時連携協定を結び有事の際における災害対応能力の強化を図ります。	総務課

指標	現状	目標	担当課
企業との災害時連携協定数	0 件 (令和 6 年度)	1 件 (令和 11 年度)	総務課

起きてはならない最悪の事態 2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による
医療機能の麻痺

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 災害時医療救護活動マニュアルの整備 松本市災害時医療救護活動マニュアルに基づき、圏域内の医療機関と災害拠点病院等とが役割を分担しつつ、互いに連携して活動を行う必要があります	松本市災害時医療救護活動マニュアルに則り、救護所の災害用資機材・医薬品の備蓄を行います。 有事における医療用資材、医薬品調達体制の整備を進めます。 住民へ常備薬などの災害に関する備えについて周知します。	住民福祉課

起きてはならない最悪の事態 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 災害時の感染症予防対策 大規模災害が発生し、ライフラインの途絶や医薬品の供給が停止した場合、地域の衛生状態の悪化し、感染症等が発生する可能性があります。 避難所や被災地域における疫病・感染症等の発生を防止するため、トイレ等の環境整備や飲み水の確保、健康管理対策、感染防止対策（手洗い、消毒等）等の実施体制を整備する必要があります。	被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行います。 松本保健福祉事務所と連携し、感染症発生状況の把握を行います。 避難所での感染症予防対策マニュアルを策定します。	住民福祉課

指標	現状	目標	担当課
感染症予防 マニュアル策定	未策定 (令和6年度)	運用 (令和11年度)	住民福祉課

目標 3：必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

起きてはならない最悪の事態 3-1 信号機の停止等による交通事故の多発

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 信号機の機能停止 停電による信号機の機能停止への対策をすることが必要です。	災害時に信号機の機能停止が起こった際に、迅速に対応できるように、塩尻警察署との連絡体制等を整えます。	建設 環境課

起きてはならない最悪の事態 3-2 役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 行政の業務継続計画 大規模自然災害時には、村役場も被災するため、人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画(BCP)の更新・見直しを継続していくとともに、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き検討する必要があります。	大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画(BCP)を平成29年度に策定しました。 今後は計画の更新・見直しを継続し、災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等について引き続き研究していきます。 引き続き、災害対策本部の設置や初動対応について確認する非常参集訓練をはじめ、職員を対象とした災害対応訓練を実施していきます。	総務課
(2) 災害拠点施設の耐震化等 災害応急対策の指揮・情報伝達活動等を行う庁舎等については、災害活動拠点施設としての十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や災害活動に対応できる設備の充実を図る必要があります。	災害時に災害応急対策の拠点として十分な機能を発揮するため、耐震性の確保や非常用電源(太陽光発電・蓄電池設備整備など)の確保など災害活動に対応できる設備の整備を計画的に実施します。	総務課

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(3) 防災行政無線 非常時に通信手段が途絶えることがないよう、維持管理を実施するとともに、どこでも誰でも、情報を迅速かつ確実に得られるように、通信手段の設置及び多重化を図る必要があります。	(3) 防災行政無線 同報系デジタル防災行政無線では、観光施設を含む村内 37 箇所の屋外子局及び各戸に戸別受信機を設置しています。加えて、メール配信システム、ホームページや LINE 等を活用した情報伝達手段の構築により、地震情報、被害情報、避難情報、救援情報等を伝達できるようになっています。 大規模自然災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないよう、適切な維持管理を実施します。	総務課

指標	現状	目標	担当課
職員の災害対応訓練参加率	84% (令和5年度)	90% (令和 11 年度)	総務課

起きてはならない最悪の事態 3-3 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
災害時においては、通信施設の被災、通信量の急激な増大などにより通信回線が一時的に利用不能になる恐れがあります。 被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するための緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要です。 大規模停電などが発生した場合、現在整備されている情報通信・伝達手段が被災した状況化においても、関係機関との情報通信と住民に情報を伝達する手段を構築する必要があります。	防災等の必要な情報を発信できるように、同報系防災行政無線や移動系無線の随時点検及び訓練を実施します。 県と連携し、県防災行政無線（衛星系）の適切な維持管理を実施します。 また、コミュニティ FM との協定により災害放送を行う体制を確保しています。 ホームページ関連情報発信アプリ（LINE、メール送信）を活用した情報発信を行います。	総務課 企画 財政課

指標	現状	目標	担当課
緊急時に有効な情報 発信ツール登録者数	LINE 登録者 1,800 人 (令和 6 年度)	LINE 登録者 2,050 人 (令和 11 年度)	企画財政課

目標 4：必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

起きてはならない最悪の事態 4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
大規模災害発生直後は、電力、LP ガス、石油類燃料の供給の停止が予想されます。 電力は、発電所からの送電停止、電柱の倒壊等により長期的な停電が起こります。被災の規模によって、応急・復旧業務が直ちに実施できない可能性もあります。 LPガスや石油類については、交通インフラの被災や道路網寸断による輸送困難に陥るおそれがあります。	ライフラインの早期復旧は住民が被災後生活していくために最重要課題となってきます。 そのため、電力会社、ガス、石油類の供給業者との連携協定を実施し早期復旧の対応を目指します。 また、応急的なライフラインの確保対策として、非常用電源（太陽光発電、蓄電池設備整備など）や、必要な資機材の整備を進めます。 村内におけるインフラ整備においても非常食等輸送経路になるために早期復旧を建設業者とも連携を図ります。 災害時にも安定した電力供給ができるように、公共施設への再生可能エネルギーの設置を進めます。	総務課 建設環境課

起きてはならない最悪の事態 4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
上水道について、水道施設の更新に合わせて耐震化が進められていますが、管路の耐震適合率は30%程度にとどまっています。災害時の上水道等の早期復旧のため、一層の耐震化が必要です。	想定地震における被害想定を元に、対策箇所の選定、優先順位、対策方法、実施スケジュールをまとめた「水道施設全般の耐震診断及び計画」に則り、上水道の耐震化を進めています。 各配水池での飲料水の確保、給水車・簡易給水槽の整備の検討、県及び水道協議会による相互応援体制の確保を進めています。	建設 環境課

指標	現状	目標	担当課
上水道の管路の耐震適合	29% (令和6年度)	31% (令和11年度)	建設環境課

起きてはならない最悪の事態 4-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
下水道BCPにより事前対策を行うとともに、污水处理施設等の早期復旧のため、関係機関と連携して下水道施設等の耐震化を推進していく必要があります。 下水道施設等の機能停止に備え、災害用トイレの確保が必要です。	下水道BCPや防災訓練等により防災体制の強化を図ります。 下水道施設等の地震対策・浸水対策・老朽化対策等計画に基づき整備を進めています。 避難所等において、マンホールトイレの設置や、簡易トイレの備蓄を進めています。	建設 環境課

指標	目標	担当課
下水処理場の長寿命化改修	下水処理場の長寿命化改修工事を実施 ・汚泥処理棟の長寿命化改修	建設 環境課

起きてはならない最悪の事態 4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 道路・橋梁 防災・減災の観点から重点的・効率的に道路・橋梁整備を図る必要があります。	緊急輸送路及びそれに接続する主要幹線道路等について、交通網の信頼性・安全性を確保するため、道路・橋梁の計画的な修繕を県に要望するとともに、整備を行います。特に、道路舗装については、舗装個別施設計画を策定し、計画の結果に基づく修繕を進めます。橋梁については、5年に1度の法定点検及び橋梁個別施設計画を策定し、計画の結果に基づく修繕を進めます。また、緊急車両の侵入が困難な集落内の狭隘道路について、村道新設改良事業として整備を行います。	建設環境課

指標	現状	目標	担当課
橋梁個別施設計画による橋梁整備率	80% (令和6年度)	100% (令和11年度)	建設環境課
舗装個別施設計画による舗装修繕率	13% (令和6年度)	75% (令和11年度)	建設環境課

目標 5：流通・経済活動を停滞させないこと

起きてはならない最悪の事態 5-1 食料・飲料水等の安定供給の停滞

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 備蓄、物資の供給 広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、村の備蓄だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、備蓄と流通備蓄の確保に努める必要があります。	食料や飲料水の供給が停滞した場合に備え、村及び住民が備蓄を推進します。 また、非常食等の備蓄、物資については、大規模災害時に耐えうる保管施設の整備を推進します。	総務課
(2) 農地と農業用施設 地震等の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下するおそれがあります。 農産物の安定生産に支障が生じないよう、個別施設の整備状況を整理し、農業用施設の長寿命化・耐震対策を進める必要があります。	個別施設計画に基づき、計画的に農業水利施設の長寿命化を進め、被災した場合でも、機能が損なわれないようにします。 豪雨被害を受けやすい場所の排水施設を見直し、排水対策を検討します。	建設 環境課

指標	現状	目標	担当課
災害時の非常食備蓄率 (避難想定者数3日分)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 11 年度)	総務課
水路改修 (令和2年度策定 個別施設計画分)	0% (令和 6 年度)	10% (令和 11 年度)	建設環境課

目標 6：二次的な被害を発生させないこと

起きてはならない最悪の事態 6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 土石流、地すべり 大規模災害発生後には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性が増大します。 二次災害の発生を抑制するためには、応急対策工事の実施や警戒避難体制の早期構築が重要です。また、土砂災害の危険箇所等を点検し、二次災害発生の危険性があるかを確認する必要があります。	大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生に備え、国、県と連携し、迅速に応急対策工事の実施と、警戒避難体制の早期構築を実施します。 大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生に備え、県と地域住民と連携し、迅速に警戒・避難体制の早期構築するために地区ごと地区防災マップの制作を実施します。	建設 環境課 総務課

指標	現状	目標	担当課
防災マップ制作 地区数	17 地区 (令和 6 年度)	20 地区 (令和 11 年度)	総務課

起きてはならない最悪の事態 6-2 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 農業用ため池のハザードマップの作成 下流に人家や公共施設等があるため池について、防災重点農業用ため池に位置付け、万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、ハザードマップを作成し、村民に周知を図る必要があります。	ハザードマップの周知により被害の低減、二次災害の発生を防止します。	建設環境課
(2) 農業用ため池の豪雨対策 梅雨期や台風等の豪雨により、ため池堤体の損壊が危惧されるため池について、計画的な対策を進める必要があります。	洪水吐の能力不足、堤体の余裕高不足等、洪水調整機能について調査を行います。その上で、豪雨対策が必要なため池について、下流域への被害を未然に防止するため、受益者と協議・連携を図りながら、改修及び廃止を実施します。	建設環境課
(3) 農業用ため池の耐震対策 規模又は下流への影響が大きいため池について、耐震性点検の結果を踏まえ、地震によるため池の損壊を防止・軽減するため、ため池の耐震化工事を迅速かつ集中的に進める必要があります。	耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、受益者・管理団体と必要性等を協議の上、耐震化・廃止を両面から検討し対策を講じます。	建設環境課

指標	現状	目標	担当課
防災重点農業用ため池の整備（廃止含む）箇所数	2 箇所 （令和6年度）	4 箇所 （令和 11 年度）	建設環境課

起きてはならない最悪の事態 6-3 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 危険物による二次災害 危険物を貯蔵する村内施設が被災した場合、二次災害の発生する恐れがあります。二次災害を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。	施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要があります。 アスベストなどの有害物質は危険性に対応方法の啓発を図るとともに、建設リサイクル法に基づく解体工事の際の事前調査の義務付けや、建築基準法に基づく増改築の際などの除去の義務付けなど関係法令の順守を徹底します。	総務課 建設 環境課

起きてはならない最悪の事態 6-4 農地・森林等の荒廃

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 農地・農業水利施設等 農業水利施設の老朽化に伴い計画的に改修を進める必要があります。 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地・農業水利施設等を適切に保全管理する必要があります。	農業水利施設の点検と耐震化、老朽化改修等を計画的に実施します。 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道等）の保全管理を行うための活動組織の立ち上げや体制づくりを支援します。	建設環境課
(2) 森林 山崩れ、土石流等の山地災害による被害を軽減するために、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を一層向上させるなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」を進める必要があります。	森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐を中心とした森林づくりを計画的に進めます。	産業振興課

指標	現状	目標	担当課
村有林及び民有林が整備された面積	29.74ha(累計) (令和6年度)	75ha(累計) (令和9年度)	産業振興課

起きてはならない最悪の事態 6-5 観光や地域農産物に対する風評被害

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 風評被害 大規模自然災害が発生した場合、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生し、インターネット等により拡散する場合があります。そのため、国内外に正しい情報を発信するとともに、プロモーション支援等の適切な対応を実施する必要があります。	国・県・各種団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。	産業振興課

起きてはならない最悪の事態 6-6 避難所等における環境の悪化

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 避難所 村、住民がそれぞれの役割において食料等の物資の備蓄の確保に努め、避難所等における環境の悪化を防止するとともに、災害時の避難所運営がスムーズに進められるよう、市町村や地域住民は避難所の運営についての取り決め等を事前に定め、研究しておく必要があります。 特に、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦などの災害対応能力の弱い方や女性に対する配慮が必要です。 避難所における長期生活を想定し、できる限り快適な避難所生活を送ることができるよう、避難所の環境整備が必要である。	東日本大震災の教訓を踏まえ避難所における良好な生活環境確保のため、避難所における日用生活品の備蓄を推進するとともに、被災者ニーズにあった環境を整備します。 災害対応能力の弱い要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄、支援に対応する通訳ボランティアとの連携を推進します。 避難所において、マンホールトイレやかまどベンチ、空調設備の設置や、簡易テント・ベッド・トイレ、炊き出し器等の資機材の整備を進めています。	総務課 住民福祉課 総務課

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(2) 避難者の健康状態 長引く避難所生活は、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。村、県が連携して避難所における避難者の健康状態の悪化を防止する必要があります。 (3) 要配慮者に対する対応 村内に福祉避難所は 5 施設設置しています。 熊本地震では、高齢者や障がい者などの要配慮者について、一般避難所から福祉避難所へ移動する方を選定する際に、明確な基準がなく避難所の自治体職員が判断を迫られたり、障がい者が避難所への受け入れを断られるなどの事例があったことから、要配慮者の方が災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。	県と連携し、必要な保健師等の派遣を行い、避難者の感染防止及び心身の健康支援を行います。 村内福祉施設と協定を締結し、福祉避難所を設置しています。 要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、県と連携し、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備するよう指導するとともに、国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られることがないよう、適正な避難所の運営管理について周知徹底を行います。	住民福祉課 住民福祉課

目標 7：被災した方々の日常生活が迅速に戻るこ

起きてはならない最悪の事態 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 災害廃棄物の処理 災害廃棄物の仮置場となる候補地の選定方法は、災害廃棄物処理計画内で策定しているが、具体的な候補地、仮置場候補地等への周知、受け入れ量、最終処分場までの運搬方法などが定められていないため、災害復旧が遅延する事態を招く可能性があります。	災害廃棄物の仮置場となる候補地の選定、受け入れ量や最終処分場までの処理方法を構築するなど大規模災害に備えます。	建設 環境課

起きてはならない最悪の事態 7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 道路啓開等 大規模自然災害により道路にがれき等が散乱すると、緊急車両や生活物資運搬車両等の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開等により生活の安定と被災地の復興を支援する必要があります。	道路のパトロールを行い通行可能な道路を把握し、人命救助や物資輸送に繋げるとともに、緊急車両や生活物資運搬車両の交通路を優先して確保するため、緊急輸送道路のネットワークを考慮し、障害物の権利関係に留意しつつ、道路上の倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去します。 放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急車両の通行が困難な場合は、災害対策基本法に基づく道路区間の指定を行い、運転者に対し車両の移動を命じるとともに、自ら車両の移動を行います。 災害時の道路応急仮設等について建設業協会などの関連団体と連携を検討します。	建設 環境課

起きてはならない最悪の事態 7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 応急仮設住宅の確保 応急仮設住宅の用地、建築時に必要な資材や技術者について、協議する必要があります。また、入居者の把握など一定のルールを決める必要があります。	建設業協会などの関連団体と連携を検討します。 また、建設場所、入居者の把握などのルールは、他自治体を参考に検討します。	建設環境課
(2) 被災者生活再建支援金 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の安定と被災地の速やかな復興を支援する必要があります。	住家被害認定が支援金申請に不可欠なため、住家被害認定等が速やかに実施されるよう、支援します。	総務課
(3) 地籍調査 現在、法務局に備え付けられている地図は、明治初期に作成されたもの（いわゆる公図）が約半数を占めており、大規模自然災害発生後に住宅の再建等を実施する際、地籍が不明瞭となり、迅速な再建の支障となる可能性があります。そのため、災害復旧の迅速化には、地籍調査を着実に進める必要があります。	大規模災害の復旧・復興を迅速に行うための土地境界を明確にする地籍調査を行います。	建設環境課

指標	現状	目標	担当課
地籍調査の実施済率	2% (令和6年度)	19% (令和11年度)	建設環境課

起きてはならない最悪の事態 7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性の評価	リスクへの対応方策	担当課
(1) 自主防災組織 長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、自主防災組織の活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上を図る必要があります。	自主防災組織の支援などを通し、地域における防災力の向上を図ります。また、普段の地域活動に防災活動の内容を組み込むことで、住民の防災への意識が高まるように努めます。	総務課

指標	現状	目標	
自主防災組織 加入率	85% (令和 6 年度)	95% (令和 11 年度)	総務課

第5章 進捗管理

(1) 進捗状況の把握

計画策定後は、地域強靱化の取組を着実に推進するため、数値目標を活用して、リスクシナリオごとに進捗管理を実施します。

(2) 本計画の見直し

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、社会状況の変化や(1)進捗状況の把握の結果をもとに、PDCA サイクルにより、の記載内容を点検・見直していくこととします。

